

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年12月11日(2014.12.11)

【公開番号】特開2012-183150(P2012-183150A)

【公開日】平成24年9月27日(2012.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2012-039

【出願番号】特願2011-47345(P2011-47345)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

A 6 3 F 5/04 5 1 3 D

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月27日(2014.10.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の駆動モータにそれぞれ軸着され、表面に複数の図柄が表示された複数の回転リールと、

前記回転リールを回転開始させるためのスタートスイッチと、

回転中の前記回転リールを個々に停止させるためのストップスイッチと、

複数の図柄の組み合わせからなる役について当選か否かの役抽選を行うための当選抽選手段と、

前記スタートスイッチ及びストップスイッチの操作に基づき、前記各駆動モータの駆動及び駆動停止を制御して前記回転リールを回転又は回転停止させるためのモータ制御手段とを少なくとも備え、

前記スタートスイッチの操作後、前記駆動モータが駆動開始し、あらかじめ設定された停止可能要件が満たされた後に前記ストップスイッチの操作を有効とし、

前記ストップスイッチの操作に基づき回転停止した前記複数の回転リールの停止図柄が、あらかじめ定められた組合せとなった場合に、所定の利益が付与されるとともに、

前記スタートスイッチの操作後、前記ストップスイッチの操作を有効とするまでの間に、前記回転リールの回転態様による回胴演出を実行可能に形成された遊技機において、

前記モータ制御手段は、

前記回胴演出が行われない通常回転時においては、前記スタートスイッチの操作後、通常回転の開始に必要な設定を行い、あらかじめ定められた通常回転制御データに基づき前記駆動モータを制御して通常回転を行わせ、前記停止可能要件が満たされていることを条件に前記ストップスイッチの操作を有効とし、

前記回胴演出が行われる回胴演出実行時においては、前記スタートスイッチの操作後、回胴演出の開始に必要な設定を行い、あらかじめ定められた回胴演出制御データに基づき前記駆動モータを制御して、前記回転リールの挙動が前記通常回転と同様である擬似通常回転を行わせ、前記擬似通常回転の終了後に、前記停止可能要件が満たされていることを条件に前記ストップスイッチの操作を有効とすることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記回胴演出制御データは、前記擬似通常回転を行わせることができるとともに、前記

回転リールの挙動が前記通常回転とも前記擬似通常回転とも明らかに異なる回胴演出回転を行わせることができるように形成され、

前記モータ制御手段は、前記回胴演出実行時においては、前記回胴演出制御データに基づき前記駆動モータを制御して、前記擬似通常回転の終了後に、前記回胴演出回転を行わせ、前記回胴演出回転の終了後に、前記停止可能要件が満たされていることを条件に前記ストップスイッチの操作を有効とすることを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【請求項3】

前記回胴演出制御データにおいては、前記回胴演出実行時において、前記回転リールが回転開始してから、前記擬似通常回転を経て前記回胴演出回転が開始されるまでの時間が、前記通常回転において前記回転リールが回転開始してから前記ストップスイッチの操作が有効となるまでの最短時間と最長時間の間に含まれる時間となるように設定されていることを特徴とする請求項2記載の遊技機。

【請求項4】

前記駆動モータはステッピングモータであり、

前記通常回転制御データに基づく通常回転時と、前記回胴演出制御データに基づく少なくとも前記擬似通常回転時とでは、前記ステッピングモータを励磁させる励磁方式が異なるように形成されていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の遊技機。

【請求項5】

遊技の進行を制限するためのウエイト時間を設定可能であり、

前記モータ制御手段は、前記ウエイト時間が設定された場合には、当該ウエイト時間が経過した後に前記通常回転又は前記擬似通常回転を行わせることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

ここで、「あらかじめ設定された停止可能要件」とは、例えば、所定の遊技制限時間（いわゆるウエイト時間）が経過していることや、回転リール(40)の回転速度があらかじめ定められた定常回転速度に達したことや、回転リール(40)の図柄の現在位置（回転リール(40)の回転角度）を把握するための位置確認ができたことなどが含まれる。

また、「所定の利益が付与される」とは、入賞による遊技媒体の払い出しや、次遊技を遊技媒体の投入無しで実行可能とする（再遊技）ことや、有利遊技（ボーナスゲーム）に移行することが含まれる。

そして、本発明においては、前記モータ制御手段(125)は、前記回胴演出が行われない通常回転時においては、前記スタートスイッチ(30)の操作後、通常回転の開始に必要な設定を行い、あらかじめ定められた通常回転制御データに基づき前記駆動モータ(M1～M3)を制御して通常回転を行わせ、前記停止可能要件が満たされていることを条件に前記ストップスイッチ(50)の操作を有効とし、前記回胴演出が行われる回胴演出実行時においては、前記スタートスイッチ(30)の操作後、回胴演出の開始に必要な設定を行い、あらかじめ定められた回胴演出制御データに基づき前記駆動モータ(M1～M3)を制御して、前記回転リール(40)の挙動が前記通常回転と同様である擬似通常回転を行わせる。そして、前記擬似通常回転の終了後に、前記停止可能要件が満たされていることを条件に前記ストップスイッチ(50)の操作を有効とすることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0010】**

本発明によれば、少なくとも回転リール(40)の回転開始時の拳動が、通常と異なるかどうか見分けられるか否かで、報知の利益を享受できるかどうかが変わってくる。従って、遊技者は以前にも増して、リールの拳動に注意を払い、漫然と遊技を行うことがなくなる。

(請求項2)

請求項2記載の発明は、上記した請求項1記載の発明の特徴点に加え、次の点を特徴とする。

すなわち、前記回胴演出制御データは、前記擬似通常回転を行わせることができるとともに、前記回転リール(40)の拳動が前記通常回転とも前記擬似通常回転とも明らかに異なる回胴演出回転を行わせることができるように形成されている。そして、前記モータ制御手段(125)は、前記回胴演出実行時においては、前記回胴演出制御データに基づき前記駆動モータを制御して、前記擬似通常回転の終了後に、前記回胴演出回転を行わせ、前記回胴演出回転の終了後に、前記停止可能要件が満たされていることを条件に前記ストップスイッチ(50)の操作を有効とすることを特徴とする。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0015****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0015】**

ここで、「少なくとも前記擬似通常回転時」としたのは、回胴演出回転時においても、通常回転時と異なる励磁方式を採用してもよいことを意味し、本発明における「擬似通常回転時」には、態様の異なる擬似通常回転のうちの一部についても含まれる。例えば、擬似通常回転が、加速後に一定速度を保つという態様である場合に、駆動モータ(M1～M3)の加速駆動中のみ、通常回転時と異なる励磁方式を採用するように形成してもよい。

本発明によれば、通常回転制御データと回胴演出制御データを、例えば同一の加速度で加速駆動させるようにプログラムした場合であっても、励磁方式を変えることによって、回転リール(40)の回転に僅かな違いが生じる。従って、回胴演出制御データとしては、通常回転制御データを励磁方式に合わせて組み直せばよく、僅かに違うリール拳動を生み出すための新しいプログラムを構築する必用はない。

(請求項5)

請求項5記載の発明は、前記した請求項1乃至4のいずれか1項に記載の発明の特徴点に加え、次の点を特徴とする。

すなわち、遊技の進行を制限するためのウエイト時間を設定可能であり、前記モータ制御手段(125)は、前記ウエイト時間が設定された場合には、当該ウエイト時間が経過した後に前記通常回転又は前記擬似通常回転を行わせることを特徴とする。